

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙3を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,467百万円
H 2 3	28,850百万円
H 2 4	33,538百万円
H 2 5	97,138百万円
H 2 6	39,382百万円
H 2 7	41,000百万円
H 2 8	39,914百万円
H 2 9	37,246百万円
H 3 0	39,168百万円
H 3 1	46,893百万円
H 3 2	37,407百万円
H 3 3	40,527百万円
H 3 4	41,080百万円
H 3 5	41,448百万円
H 3 6	42,193百万円
H 3 7	42,414百万円
H 3 8	43,462百万円
H 3 9	43,650百万円
H 4 0	43,802百万円
H 4 1	44,127百万円
H 4 2	45,085百万円
H 4 3	44,274百万円
H 4 4	45,415百万円
H 4 5	44,015百万円
H 4 6	44,102百万円
H 4 7	44,014百万円
H 4 8	44,099百万円
H 4 9	44,360百万円
H 5 0	43,920百万円
H 5 1	43,980百万円
H 5 2	44,004百万円
H 5 3	44,000百万円
H 5 4	44,030百万円
H 5 5	44,374百万円
H 5 6	43,846百万円
H 5 7	43,728百万円
H 5 8	43,747百万円
H 5 9	43,728百万円
H 6 0	43,801百万円
H 6 1	43,627百万円
H 6 2	18,139百万円

(注1) 平成18年度から平成22年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成25年 3月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 金 子 剛 一